



2025年11月12日

## 各 位

会社名 株式会社東陽テクニカ  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 高野 俊也  
(コード番号: 8151、東証プライム)  
問合せ先 取締役 上席執行役員 松井 俊明  
(TEL: 03-3279-0771)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年11月12日開催の取締役会において、2025年12月19日開催予定の第73期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は2025年10月1日付で、取締役の役位変更及び執行役員の任命を実施し、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図りました。これにより、責任と権限の明確化、コーポレート・ガバナンスの強化、及び専門性と効率性の高い業務執行体制の構築を進めております。このような体制変更を踏まえ、取締役は萎縮することなく職務執行を行い、積極的に事業成長を推進することができ、かつ広く人材を確保できるようにする観点から、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第31条として新設するものであります。なお、定款第31条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 監査役に関しましても、取締役の職務執行の監査を行う人材を広く確保する観点から、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定、及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を定款第40条として新設するものであります。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第30条 (条文省略) (新設)	第1条～第30条 (現行どおり) <u>第31条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2.</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> <u>第32条～第39条</u> <u>(現行どおり)</u> <u>第40条</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> <u>2.</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第41条～第44条 (現行どおり)
第31条～第38条 (条文省略) (新設)	
第39条～第42条 (条文省略)	

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

2025年12月19日(金)  
2025年12月19日(金)

以 上